

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室）

項目名	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（エンジェル税制）の拡充		
税目	所得税 租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2、第37条の13の3、第41条の19 租税特別措置法施行令第25条の12、第25条の12の2、第25条の12の3、第26条の28の3 租税特別措置法施行規則第18条の15、第18条の15の2、第18条の15の2の2、第19条の11		
要望の内容	エンジェル税制は、令和5年度税制改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、株式譲渡益が発生した年内に投資を行う必要がある等、課題が残る。 創業間もないスタートアップに必要なリスクマネーの供給に当たっては個人からの投資が引き続き重要であり、スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から更なる利活用拡大のために必要な措置を講じる。具体的には、①株式譲渡益を元手とする再投資期間（現行は同一年内）の延長、②信託を活用して投資事業有限責任組合（LPS）に出資し、スタートアップに投資する場合等の対象化等を検討する。		
内容	平年度の減収見込額	-	百万円
	（制度自体の減収額）	（ -	百万円）
	（改正増減収額）	（ -	百万円）
延長新設を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面について、起業家の創出やエンジェル投資家等の個人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・エコシステムに循環させることを目的とする。 (2) 施策の必要性 スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。そのために、令和5年度税制改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、株式譲渡益が発生した年内に投資を行う必要がある等、課題が残る。そこでスタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点からエンジェル税制の更なる利活用拡大のために必要な措置を講じる。具体的には、①株式譲渡益を元手とする再投資期間（現行は同一年内）の延長、②信託を活用して投資事業有限責任組合（LPS）に出資し、スタートアップに投資する場合等の対象化等を検討する。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進 7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計画の推進</p> <p>2. スタートアップ育成 5 か年計画の推進 （5）スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化</p> <p>⑧スタートアップへの投資を促すための措置 令和5年度税制改正で措置した、保有する株式を売却してスタートアップに再投資する場合の優遇税制を活用し、創業者等の個人からスタートアップへの資金供給を促進する。</p> <p>⑨個人からベンチャーキャピタルへの投資促進 英国の VCT (Venture Capital Trust) では、一定の要件の下、個人から上場ベンチャーファンドに投資した際に、税優遇措置（投資時の税控除、運用益の非課税、法人税の非課税）が与えられており、年間約1兆円の個人資金が VCT に投資されている。VCT からアーリー期の未上場企業への長期投資という性質を踏まえ、流動性（VCT からの買戻し制度）や情報開示（四半期）にも配慮している。 こうした事例も参照し、投資家保護に留意しつつ、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進するスキーム（日本版 VCT）の具体化について検討を行う。 具体的には、英国及びフランスの事例では投資時の税控除が大きな成功要因の一つとなっていることも踏まえ、エンジェル税制の検討等、優遇税制の投資対象に上場ベンチャーファンドを含めることも含め、個人からベンチャーキャピタルへの投資時の税控除の導入について、必要な措置を検討する。その際、信託からの投資についてもエンジェル税制の対象とすることを検討する。</p>
		政策の達成目標	<p>スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とする。 （スタートアップ育成5か年計画、令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めなし
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	令和4年の国内スタートアップの資金調達額：9,459億円 （令和5年7月14日時点、出典：INITIAL）	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>スタートアップの起業及び創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難。ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資であり、そのようなリスクを取った個人からの出資を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備することは非常に重要。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本施策は、個人からスタートアップの起業・投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【税制適用を受けた投資額】</p> <p>※直近5年間の実績を記載</p> <p>※令和5年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>平成30年度：約54億円</p> <p>令和元年度：約78億円</p> <p>令和2年度：約89億円</p> <p>令和3年度：約153億円</p> <p>令和4年度：約119億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	平成9年度の税制創設時から種々の改正を行っており、特に、令和2年度改正において、株式投資型クラウドファンディングによる投資も税制の適用対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの成長を支援することは重要。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成 9 年度 創設 平成 12 年度 拡充 (売却益圧縮の特例、対象要件の拡充) 平成 14 年度 拡充 (投資事業組合経由にも適用) 平成 15 年度 拡充 (取得費控除制度の創設、対象要件の拡充) 平成 16 年度 拡充 (経済産業大臣認定制度導入 (認定対象：投資事業有限責任組合のみ)、売却益圧縮特例の拡充) 平成 17 年度 延長 (売却益圧縮特例の延長) 平成 19 年度 延長、拡充 (売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充) 平成 20 年度 拡充、縮減 (所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止) 令和 2 年度 拡充、縮減 (対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充 (少額電子募集取扱業者の追加)、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削減) 令和 5 年度 拡充 (株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減)</p>
-----------------------	---